

令和3年4月16日

各保護者 様

三田市教育長
三田市立けやき台中学校
学校長 谷本 正弘

新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応について

保護者の皆様におかれましては、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染拡大防止に対してきめ細やかなご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら三田市においても、新型コロナウイルス感染が急拡大しており、4月22日より5月5日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

つきましては、下記のとおり、今後の学校の教育活動について、主に部活動にかかる方針を、一部修正（下線部）致します。今後も引き続き感染防止対策を徹底しながら、学校の教育活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

1 教育活動について

- (1) 県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。
- (2) 県外で活動する場合（修学旅行を含む）においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討して実施します。
- (3) 特に、感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定します。
- (4) また、学校行事等の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底します。

2 基本的感染防止対策の徹底について

感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。

- (1) 各教室で可能な限り間隔をとって、身体的距離の確保を行います。
- (2) マスクの着用を徹底します。
- (3) 毎日の検温、手洗いを徹底します。
- (4) 教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
- (5) 給食の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や会話の際にはマスクを着けるなどの対応を

工夫します。

3 部活動について<4月19日(月)～5月5日(水)までの取扱い>

- (1) 県外での活動は、近隣府県をはじめ、全国的にまん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域が増加していることを踏まえ、実施しません。(下記※を除く)
- (2) 県内で活動する場合は、県内に「まん延防止等重点措置」が適用された後も感染者が急増していること、学校内での感染拡大の恐れが高くなっていることを念頭に、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意して活動します。

- ・ 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
- ・ 活動時間は、「三田市中学校部活動ガイドライン」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とします。
- ・ 練習試合等を実施する場合は、必要最小限の参加人数とするなど、移動人数を最小限にとどめます。
- ・ 更衣室・部室でのミーティング時、試合等における応援時にはマスクを着用します
- ・ 近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けます。

※ 中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。

4 次のような場合は、必ず学校に連絡し登校をさせないでください。(欠席扱いになりません)

- (1) 児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合
- (2) 児童生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり自宅待機を指示された場合
- (3) 児童生徒本人が、濃厚接触者に特定された場合
- (4) 児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- (5) 同居家族が、PCR検査を受ける場合
- (6) 同居家族が、濃厚接触者に特定された場合
- (7) 同居家族が、発熱等の風邪症状がある場合(注)

※ なお、同居家族以外で、児童生徒が接触した人の感染が判明したり、児童生徒が接触した人が上記(5)～(7)に該当したりする場合は、学校にご相談ください。

(注) 4～(7)については、現在感染が急拡大しているため、登校しないようお願いします。

今後の状況に応じて、登校させることが可能になりましたら、その場合は学校から連絡させていただきます。